宿泊事業者などの方向け

宿泊税の申告納入事務の詳細について

令和８年１０月７日・８日
山形市財政部市民税課

配布資料

- スライド資料（宿泊税の申告納入事務の詳細について）
- 山形市宿泊税特別徴収事務の手引き
- 山形市宿泊税に係るＱ＆Ａ
- 宿泊税納入申告書の記入要領
  （月計表自動作成なし）納入申告書・月計表・納入書作成ツール
  （月計表自動作成）納入申告書・月計表・納入書作成ツール
- 山形市宿泊税　宿泊事業者の方に行っていただく手続き　（簡易版）
- eLTAXスタートガイド（初めて電子申告や納税を行う方へ）
- 宿泊税特別徴収義務者申告書　**（説明会後、申告（登録）受付を開始します。）**
- （教育関係者・認定地域クラブ関係者向け）課税免除に関するお知らせ
- （旅行業関係者向け）宿泊税に関するお知らせ

目次

今回の説明会の趣旨は、令和８年７月下旬に開催した説明会に引き続き、令和９年４月の山形市の宿泊税の課税開始に向け、宿泊事業者などの方に、あらかじめ、知っておいていただきたい事項などをお伝えしたいため、開催するものです。

前回と重複する事項もありますが、前回から修正した事項や確定した事項などもあります。詳細については、「山形市宿泊税特別徴収事務の手引き」をご確認ください。

宿泊税制度の概要①・②　１・２
宿泊税徴収事務の流れ①～⑤　３～７
税率・宿泊料金　８
宿泊税の算出 ９
宿泊税の計算例①・②　１０・１１
課税免除①～③　１２～１４
電子申告・納税　１５
適正な申告納入のために①・②　１６・１７
領収書等への表示　１８
宿泊事業者への支援策　１９
課税開始までの想定スケジュール　２０
問い合わせ先　２１

宿泊税制度の概要①

項目	主な内容
課税客体	次に掲げる宿泊行為・住宅への宿泊行為 １　旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む宿泊施設 ２　住宅宿泊事業法に規定する住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設等における宿泊者
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、山形市に申告と納入）
課税標準	１人1泊・１部屋１泊・１棟１泊当たりごとのいずれかの宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）
税率	宿泊料金の３％
課税免除	１　教育活動の一環として実施される修学旅行その他の行事に参加する児童・生徒・引率者 ２　部活動の地域展開による認定地域クラブ活動に参加する生徒・引率者 ３　外国大使等の任務遂行に伴い宿泊する者
減免	天災その他特別の事情がある場合において必要と認める者
課税開始	令和９年４月１日の宿泊分から

宿泊税制度の概要②

特別徴収義務者

特別徴収義務者は、「宿泊施設の経営者」です。ただし、「宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者」が特別徴収義務者（宿泊施設の経営者と実質的な経営者が異なる場合、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設経営者以外の方にある場合など）になることがあります。

納税管理人の申告

特別徴収義務者は、山形市内に住所や事務所を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、山形市内に住所等を有する者を代理人と定めて「納税管理人申告・承認申請書」を提出する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

※　ただし、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合があります。

特別徴収義務者に対する納入義務の免除など

宿泊者から宿泊税を徴収することができなくなったことに正当な理由（天災その他特別な事情がある場合を想定）がある場合など、特別徴収義務者の申請に基づき、認められた場合は、納入義務を免除又は還付することができます。

宿泊税徴収事務の流れ①

令和9年3月31日（課税開始の前日）まで

電子申告（納入）は
令和8年11月24日
利用開始予定

令和9年4月から毎月

5年間又は2年間

申告（登録）

申告書提出（電子申告も可）	
（必要な場合のみ）	
実質的経営者である旨の申立て	宿泊施設の経営を全面的に委託している場合など
納税管理人の選任	特別徴収義務者が山形市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合

徴収

- 宿泊者から宿泊税を徴収
- 課税免除の対象の宿泊の場合は「証明書」を受領し保存

申告

- 毎月末日までに、前月に徴収すべき税額を申告（電子申告も可）

納入

- 申告した税額を金融機関等の窓口で納入又は電子納入

帳簿等の記載・保存

- 申告の根拠となる情報を、宿泊施設ごとに記録・保存

宿泊税徴収事務の流れ②

項目	いつまで？	どうやって？
STEP1 特別徴収義務者の登録（申告）	宿泊施設ごとに、課税開始日（令和９年４月１日）の前日（３月３１日）までに登録（申告）を行ってください。 ※　課税開始後、新たに旅館業等の営業を開始しようとする場合は、開始する日の前日まで	「特別徴収義務者申告書」を作成及び提出 （添付書類） ・　旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写し） ・　宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）（写し） ※　申告者が個人の場合は、添付書類として、以下のいずれかの書類の提出が必要です。 ・　マイナンバーカード（両面写し） ・　通知カード（写し）〈記載された氏名・住所等が住民票と一致する場合に限る。〉及び本人であることが確認できる書類（運転免許証等）（写し） ・　個人番号入り住民票（写し）及び本人であることが確認できる書類（写し）

余裕をもってご提出ください。　手続きを行っていただくと、
・　施設名称、所在地などの情報をあらかじめ印字した「納入申告書、月計表、納入書」を送付します。
・　納入申告時の書類記入の手間が省略されます。

※　登録（申告）事項に変更があったとき、宿泊施設の営業を休止する場合なども手続きが必要になります。詳細は「手引き」をご確認ください。

宿泊税徴収事務の流れ③

項目	いつまで？	どうやって？
STEP2 前月宿泊分宿泊税の申告	各月の初日から末日までの間の宿泊実績と税額を計算し、前月の宿泊に係る宿泊税について、翌月末日までに申告します。 （例：令和10年1月分の申告期限は令和10年2月末日）	「納入申告書」及び「月計表」を作成及び提出（詳細は「宿泊税納入申告書の記入要領」のとおり） 宿泊のあった月における徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した「納入申告書」に、日ごとの宿泊者数及び宿泊料金の内訳を記載した「月計表」を添付してください。 「月計表」は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。
STEP3 宿泊税の納入	各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月末日までに納入します。 （例：令和10年1月分の納期限は令和10年2月末日）	「納入書」を作成 当該月分（前月分）の宿泊税額を指定金融機関等の窓口で納付又は電子納税

※ 「納入申告書・月計表・納入書作成ツール（Excel）」をご利用いただくと、入力表や月計表のシートに情報を入力することで「納入申告書」、「月計表」、「納入書」を作成できますのでご活用ください。

※ 徴収すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。

宿泊税徴収事務の流れ④

申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、年間納入額が120万円以下、市税の滞納がない場合などの要件を満たす場合は、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例の承認を受けると、次の表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月・4月・5月	6月末日	9月・10月・11月	12月末日
6月・7月・8月	9月末日	12月・1月・2月	3月末日

申告納入期限の特例の経過措置（令和10年3月31日まで）

条例施行前（令和9年4月1日）から営業する宿泊施設については、納入期限等特例承認申請書の提出前3か月の納入すべき宿泊税が合計30万円以下などの要件を満たし、令和9年4月から6月まで宿泊分の申告納入の実績に基づき、最短で令和9年7月宿泊分から特例申請が可能です。

宿泊税徴収事務の流れ⑤

合算申告納入

複数の宿泊施設を営業する特別徴収義務者の方は、申請により、宿泊施設ごとの申告納入を1枚の申告納入書で行うことが可能（「納入（書）」は、従来のとおり「宿泊施設ごと」に行う必要）です。
詳細は、「手引き」をご確認ください。

税率・宿泊料金

宿泊税の税率

宿泊料金の3%が課税されます。
※宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

宿泊料金

宿泊税における宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。一般的には「素泊まり料金（税抜き）」をいい、食事代等を含みません。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
○　宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわりなく請求されるもの 例）清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料　など	○　宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○　消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○　立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代　など ○　宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

宿泊税の算出

宿泊料金（料金総額　－　宿泊料金に含まれないもの）　×　3%

↳ 1，000円未満切捨て

（例） 宿泊料金（1人で1泊2日）9,800円の場合　　9,000円×3%＝税額270円
↳1,000円未満切捨て

宿泊料金（課税標準）の考え方

宿泊事業者の宿泊料金設定	宿泊料金の区分
1人1泊当たりごと	1人1泊当たりの宿泊料金の額
1部屋1泊当たりごと	1部屋1泊当たりの宿泊料金の額
1棟1泊当たりごと	1棟1泊当たりの宿泊料金の額

宿泊税の計算例①

宿泊料金（課税標準）の設定が

（1）宿泊料金が1人1泊当たりごとに設定されている場合

例） ホテル、旅館など

ア　1室に1人で宿泊した場合　1人1泊　12，300円

12，000円　×　3%　＝　360円

↳1,000円未満切捨て

イ　1室に2人で宿泊した場合　1人1泊　12，300円

12，000円　×　3%　＝　360円（×2人分）

↳1,000円未満切捨て

例） 合宿所など

1室に3泊4日10人で宿泊した場合　1人1泊　565円

1人1泊1，000円未満は課税されません。

宿泊税の計算例②

（2）宿泊料金が1部屋1泊当たりごとに設定されている場合

例） 民泊など1室に1人又は2人以上で宿泊した場合　1室1泊　18，500円

18，000円　×　3%　＝　540円

↳1,000円未満切捨て

（3）宿泊料金が1棟1泊当たりごとに設定されている場合

例） コテージなど1棟に1人又は2人以上で宿泊した場合　1棟1泊　52，800円

52，000円　×　3%　＝　1，560円

↳1,000円未満切捨て

課税免除①

① 修学旅行等の教育活動に伴う宿泊

① 対象者

学校教育法第１条に規定する次の学校の児童又は生徒及び引率者※

対象となる学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外です。

② 対象となる行事

教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事（部活動の合宿を含みます。）

【宿泊施設の確認（対応）】

当該行事としての宿泊であることを証明するために学校長が発行した「**証明書**」の提出を受けてください。

証明書については、特別徴収義務者において**宿泊税の帳簿とともに保存**する必要があります。

課税免除②

② 認定地域クラブ活動に伴う宿泊

① 対象者

認定地域クラブ活動※1に参加する中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の生徒及び引率者※2

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。

※2 引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援や送迎を行う保護者、審判等は課税免除の対象外です。

② 対象となる行事

中学校等の部活動の地域展開に伴う認定地域クラブ活動（合宿を含みます。）

【宿泊施設の確認（対応）】

認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する「**証明書**」及び地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた。）「**団体であることを証する書類**」の提出を受けてください。証明書については、特別徴収義務者において**宿泊税の帳簿とともに保存**する必要があります。

課税免除③

（様式・記入例）修学旅行等の教育活動に伴う宿泊

教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事の宿泊であることの証明書

宿泊日	令和９年５月10日　から同年５月12日まで	２泊
学校の種類	□小学校　■中学校　□義務教育学校、□高等学校　□中等教育学校 □特別支援学校	
活動の概要	教育活動の一環として実施する ■　修学旅行 □　学校行事 □　部活動、課外活動 □　その他の活動（　　）	
宿泊施設名称	山形市税●●ホテル	
課税免除対象の宿泊人数（※）	181人	
備考		

※　課税免除対象の宿泊人数には、教育活動に参加している生徒等及び引率者が含まれています。

・　引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外です。

上記の宿泊については、山形市宿泊税条例第４条第１号に規定する課税免除の対象となる宿泊に該当することを証明します。

学校長の押印が必要です。

令和９年４月27日

所在地　○○市旅篭町○丁目３番25号

学校名　○○市立旅篭中学校

学校長名　■■　△△　　印

（様式・記入例）認定地域クラブ活動に伴う宿泊

認定地域クラブ活動の宿泊であることの証明書

宿泊日	令和９年５月１日　から　同年５月３日まで	２泊
認定地域クラブの名称	○○野球クラブ	
認定地域クラブ活動の種類（※１）	■　地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 □　地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 □　認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動	
宿泊施設名称	山形市税○○ホテル	
課税免除対象の宿泊人数（※２）	２３人	
備考		

※１　文部科学省「部活動改革及
に定める認定要件及び認定手
た生徒のスポーツ・文化活芸術
定を受けた（又は認定を受けた
※２　課税免除対象の宿泊人数
が含まれています。
・　中学校（義務教育学校後
学部を含む。）の生徒が対象
・　引率者とは、生徒の引率を
生徒の介助をする看護師や
課税免除の対象外です。

様式は、「認定地域クラブを運営する団体の長が発行する証明書（押印が必要）」と「地方公共団体の長又は教育委員会の証明書※（押印が必要）」を兼ねています。
※　認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により証明書の省略が可能です。

上記の宿泊については、山形市
となる行事に該当することを証明

令和９年４月２３日

所在地　○○市▲▼町二丁目３番２５号

認定地域クラブ活動
を運営する団体名　○○スポーツ少年団

代表者名　○○　▲　　印

地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明します。（※３）

年　　月　　日

地方公共団体の長又は教育委員会＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

※３　地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により、証明を省略することができます。

電子申告・納税

eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税

宿泊税に関する下記の手続は、「地方税ポータルサイト（eLTAX）」を利用して行うこともできるよう、検討しています。eLTAXを利用すると、ご自宅のパソコン等から電子申告・電子納税を行うことが可能です。

特別徴収義務者申告（登録）書、納入申告書、納入期限等特例承認申請書、各種届出書等の提出

宿泊税のほか法人市民税や、**入湯税など他の税目も利用可能**です。
※「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して手続きをするためには、利用者ID及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者ID及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ID及び電子証明書を利用することができます。 **令和8年11月24日から利用開始予定です。**

※地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/
eLTAXヘルプデスク 【TEL】0570-081459

適正な申告納入のために①

帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した**書類を保存**する必要があります。

帳簿等の種類	記載内容	保存期間
帳簿	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額、宿泊税額等の記載があるもの ※　上記の事項が網羅されたものであれば、既存の宿泊台帳など日々作成される業務用の帳簿に代えていただいて構いません。必ずしも新規に帳簿を用意する必要はなく、**既存の帳簿に宿泊税の項目を追加する対応も可能**です。	申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して３月を経過した日から５年間
書類	宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、上記の事項が記載されている帳簿の記載内容を裏付ける資料となるもの	当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して３月を経過した日から２年間
上記の帳簿等を電子計算機により作成する場合は備付け及び保存を**電磁的記録（データ）に代えることができます**。		

適正な申告納入のために②

罰則、滞納処分等

税の公平性等を確保するため、宿泊税に関する罰則や滞納処分については、山形市宿泊税条例や地方税法等に基づき取り扱います。

罰則

法令等	条項	内容	拘禁刑	罰金
山形市宿泊税条例	第11条	納税管理人に係る不申告に関する過料	（過料）10万円以下	
	第25条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	―	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽陳述の罪	6月以下	50万円以下

滞納処分等

法令等	条項	内容	率（※地方税法本則の規定）
地方税法	第773条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7．3%又は14．6%
	第773条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7．3%又は14．6%
	第733条の24	滞納処分	―

領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。
税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。
なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

領収書

〇〇　〇〇様

〇〇〇号室
人数　1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10，000円
	消費税等	1，000円
	宿泊税	300円
	合計	11，300円

〇年〇月〇日
山形市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ホテル

印紙

受領印

【合計額の内訳に宿泊税額を計上する場合】

領収書

〇〇　〇〇様

〇〇〇号室
人数　1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10，000円
	消費税等	1，000円
	合計	11，000円

上記のほか宿泊税額300円を受領しました。

〇年〇月〇日
山形市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ホテル

印紙

受領印

【宿泊税額を別に計上する場合】

領収書

〇〇　〇〇様

〇〇〇号室
人数　1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11，300円
	合計	11，300円

上記金額には消費税等1，000円及び宿泊税額300円が含まれています。

〇年〇月〇日
山形市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ホテル

印紙

受領印

【客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合】

宿泊事業者への支援策

【支援策1】 レジシステム改修等支援事業費補助金

⑴ 概要

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築等に必要な経費を補助します。

⑵ 補助金の額

補助対象経費に対し、1宿泊施設ごとに次の条件で交付します。

ア 補助率 10分の10

イ 補助上限額 150万円（超える場合は事前協議が必要になります。）

【支援策2】 （仮称）特別徴収義務者交付金

宿泊税導入に伴い、新たな事務負担・事務経費が生じるため、特別徴収義務者に対し、宿泊税納入額の一定割合を交付する制度の創設を検討しています。詳細は、決定次第お知らせします。

上記以外の支援策についても検討してまいります。

課税開始までの想定スケジュール

（令和8年9月現在）

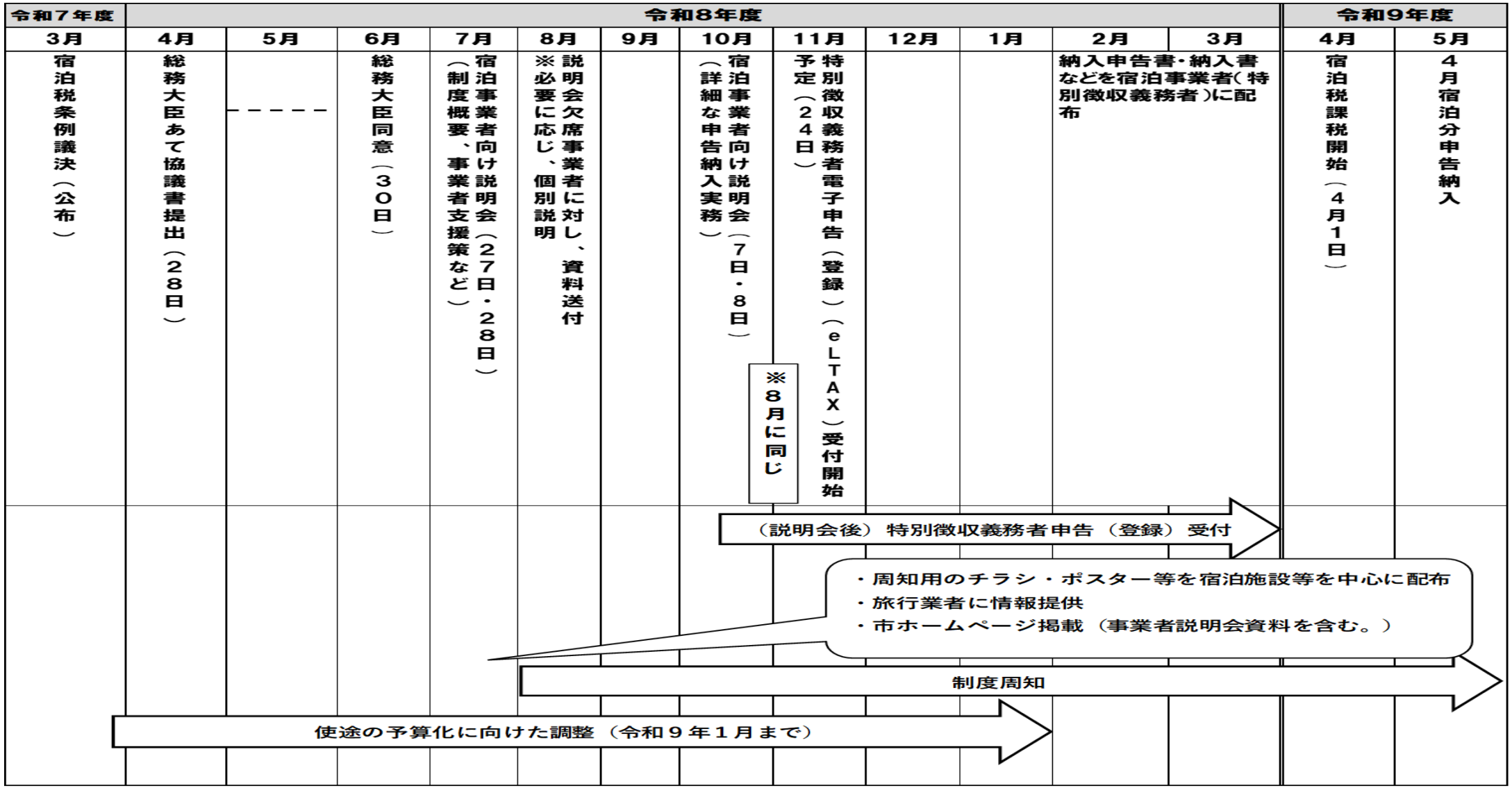

問い合わせ先

手続きや宿泊料金（宿泊税）などの考え方に関し、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

山形市財政部市民税課諸税係　電話023－641－1212（内線303）
E-Mail：shiminzei@city.yamagata-yamagata.lg.jp